

公益財団法人四日市市スポーツ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人四日市市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県四日市市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スポーツを通して四日市市民に対し、体力の向上を図りスポーツ精神を養うことに関連する事業を行い、もって四日市市発展の基盤を培うことに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種スポーツ団体の育成強化
- (2) 各種目の大会及び講習会
- (3) スポーツ施設運営管理
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 加盟団体

(加盟団体)

第5条 この法人は、第3条に定めるこの法人の目的に賛同し、この法人と連携及び協働する次の各号の一に該当するものを加盟団体とする。

- (1) 四日市市内においてスポーツを統轄する団体であって、この法人に加盟したもの
- (2) 四日市市内における学校体育を統轄する団体であって、この法人に加盟したもの
- (3) 前二号に定めるもののほか、スポーツに関する事業を行う団体であって、この法人に加盟したもの

(加盟)

第6条 前条の加盟団体となろうとする団体は、理事会及び評議員会において、過半数の理事及び評議員が出席し、その3分の2以上の同意を得て加盟することができる。

(加盟団体会費)

第7条 加盟団体は、理事会が定める会費を毎年納入する。

(脱退及び処分)

第8条 第5条の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付した脱退届を提出し、理事会の決議を経て、評議員会の決議を得なければならない。

2 この法人は、第5条の加盟団体が第5条に掲げる資格を失ったとき、又はこの法人の加盟団体として不適当と認められるときは、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の過半数の同意を得てこれを退会させることができる。

(加盟及び脱退必要事項)

第9条 前4条に規定するもののほか、加盟団体並びに加盟及び脱退について必要な事項は、理事会及び評議員会の決議により別に定める。

2 加盟団体は、前項により定められたところを守らなければならない。

第4章 資産及び会計

(財産の種別)

第10条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、評議員会の決議により別に定める。

(基本財産の維持及び処分)

第11条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第13条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第14条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

- (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (公益目的取得財産残額の算定)
- 第15条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第5章 評議員

(評議員の定数)

第16条 この法人に評議員15名以上30名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第17条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の親族等制限）

第19条 この法人の評議員のうちには、理事のいづれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の合計数又は評議員のうちいづれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（評議員の報酬等）

第20条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うための費用を弁償することができる。

第6章 評議員会

（構成）

第21条 評議員会は、全ての評議員をもつて構成する。

（権限）

第22条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 23 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3箇月以内に開催し、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 24 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 25 条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第 26 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 28 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 27 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び評議員会に出席した理事長及び評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 役員等

(役員の設置)

第 28 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以上 30 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長、2 名以内を副理事長とする。
- 3 前項の理事長及び副理事長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とする。

（役員の選任）

第 29 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第 30 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長、副理事長は、毎事業年度に 4箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 31 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 32 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 28 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 33 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（理事及び監事の親族等制限）

第 34 条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係

がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

（役員の報酬等）

第35条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対して、評議員会において定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うための費用を弁償することができる。

（会長及び副会長）

第36条 この法人に、任意の機関として次の会長及び副会長を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 10名以内

2 会長及び副会長の選任及び解任は、理事会において提案し、評議員会において決議する。

3 会長及び副会長は、この法人の諸行事の代表等を行うほか、理事会又は評議員会に出席して意見を述べるとともに、この法人の事業の執行に関し必要な助言を行うことができる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

5 会長及び副会長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

6 会長及び副会長は、無報酬とする。ただし、その職務を行うための費用を弁償することができる。

（名誉役員）

第37条 この法人に、任意の機関として次の名誉役員を置く。

(1) 名誉会長若干名

(2) 顧問 10名以内

(3) 参与 10名以内

2 名誉役員は、理事会の諮問に応じて、理事会又は評議員会に出席して意見を述べるとともに、この法人の事業の執行に関し必要な助言を行うことができる。

3 名誉役員の選任及び解任は、理事会において提案し、評議員会において決議する。

4 名誉役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

5 名誉役員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うための費用を弁償することができる。

第8章 理事会

(構成)

第38条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長の選定及び解職

(招集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 専門委員会

(委員会)

第44条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会は、第4条の事業に関して審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮詢に応じる。

3 専門委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

4 専門委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める専門委員会規程によるものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の決議を経て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第 11 章 賛助会員

(会員)

第 46 条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を賛助会員とする。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める賛助会員規程によるものとする。

第 12 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 17 条についても適用する。

(解散)

第 48 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 49 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であつて租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 13 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、電子公告とする。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第14章 梯則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

2 この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。